

## 現場環境改善費における実施項目（工法説明ビデオ）に関する特記仕様書

建設産業においては、他産業に比べ労働者の高齢化が進展するとともに、労働環境の整備が遅れるなどの構造的な問題を抱えていることから、将来の担い手確保・育成のための迅速な対応が極めて重要となっている（「第三次・新潟県建設産業活性化プラン最終評価報告書」（令和2年11月）より）。

このため、流域下水道事務所においては、一般住民への建設事業の広報活動を通じ、建設業に対する、理解度の向上、イメージアップにより新規入植者の増加を図るとともに、建設業に従事する関係者の技術力向上を目指し、施工状況の動画をホームページ上に公開することを検討し、試行として取り組むこととしている。

本趣旨に鑑み、本工事の受注者は、現場環境改善については以下のとおり実施するものとする。

### 1 実施する内容

積算基準〔1 一般土木〕県版「第9章土木請負工事における現場環境改善費の積算」〔別表－1〕計上費目「地域連携」、実施する内容「7. 工法説明ビデオ」を必ず計上する。

ただし、技術的な問題等により実施不可能な場合は、受注後速やかにその旨を文書で申し出ること。

### 2 工法説明ビデオの内容

現場代理人（若しくは主任技術者または監理技術者、以下「技術者等」という。）は、受注後速やかに、工法説明ビデオの作成について、その内容、撮影頻度、提出時期等について、監督員と協議する。

※「工法説明ビデオ」はYouTubeで公開し、その動画編集は流域下水道事務所が行う。

受注者は、監督員と協議のうえ、工事目的物完成までの一連の流れのうち、主要な施工を動画撮影し提供することを想定している。

### 3 工法説明ビデオの帰属

受注者は、工法説明ビデオを、協議した提出時期までに監督員に対し提出するものとする。

受注者は、提出した工法説明ビデオの著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を発注者に譲渡するものとする。

### 4 工事成績における加点

工法説明ビデオを作成し提出した場合は、「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」の創意工夫、その他に「工法説明ビデオ作成」と記載し、提出できるものとする。

この場合監督員は、創意工夫として2点を加点するものとする。